

平成 22 年 8 月 31 日

金融庁総務企画局企業開示課開示業務室 御中

全国青年税理士連盟

会長 片山 泰宏

東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12

代々木リビン 401 号

電話 03-3354-4162

「公認会計士制度に関する懇談会 中間報告書」に対する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

さて、現在の税理士法においては、税理士法第 3 条第 1 項第 4 号において公認会計士となる資格を有する者に対して税理士資格が自動付与されています。このことから、公認会計士制度の変更は否応なしに税理士制度にも影響を与えることになってしまっています。

よって当連盟は、平成 22 年 8 月 4 日付で貴庁より公表された「公認会計士制度に関する懇談会 中間報告書」(以下「中間報告書」という。)に対して下記のとおり意見を述べるものであります。

記

1. 公認会計士への税理士資格自動付与は廃止すべきである。

「中間報告書」の 13 ページ「3. 公認会計士に係る資格制度について」においては「公認会計士となるための要件として、会計プロフェッショナルである者に監査実務と税実務に重点を置いた実務補習の修了を求めることとする。」「これまでと同様に、税務の資格は、公認会計士となるための資格を得た段階で付与され得るものとする。」とされている。

このことは、税理士法第 3 条第 1 項第 4 号による公認会計士への税理士資格自動付与について問題意識も無く認めているものと想定されるが、次に掲げる理由により、税理士法第 3 条第 1 項第 4 号は削除し公認会計士への税理士資格自動付与は廃止すべきである。

また、日本公認会計士協会は、公認会計士の名称をもって税理士業務(税理士法第 2 条第 1 項に掲げられている業務)ができることを求めているようであるが、同じく次に掲げる理由により公認会計士の名称にて税理士業務を行うことは当然に認められない。

(1) 国家資格制度の本来の趣旨にそぐわない

税理士の資格取得として、税理士試験制度がある。税理士試験は「税理士となるのに

必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定すること」を目的とした試験であり（税理士法第6条）、税理士試験に合格した者のみに対して、税理士資格を付与するのが、公平であり、当然であることから、原則として、税理士試験合格者のみが税理士となる資格取得制度の確立が必要である。

本来、国家資格制度とは、国民の安全や諸権利に重大な影響を及ぼす恐れのある業務等につき、これを適正に遂行し得る高度な専門的能力（資質）を備えた者（有資格者）に一定の使命を負わせ、かつ、その使命を遂行する有資格者にのみその業務等を行わせしめることによって国民の安全や権利を擁護することを目的とする国民保護のためのシステムである。国家資格制度が有効に機能するためには、有資格者の資質が客観的・公正・公平に充分検証されていることを保証する必要があるが、その検証に最も適した方法は、主観の入り込む余地がなく統一的条件により実施することが可能な国家試験を行うことである。

にもかかわらず、税理士法第3条第1項第4号が存在することにより、税理士となるための資質の検証を受けていない者が税理士資格を取得することが許されてしまう状況が続いている。その結果、平成15年の公認会計士法改正によって公認会計士試験合格者を大幅に増加させたことにより、税理士の資格を得るために「税理士試験よりも合格しやすい公認会計士試験」を受験するというような、国家資格取得を目指す上であるまじき問題までもが生じてしまっている。なお、このことは、専門学校に対して東京税理士会の行った「税理士・公認会計士受験生の動向調査」からも明らかになっている。

（2）税理士と公認会計士では果たすべき使命が異なる

公認会計士の使命は、あくまでも独占業務である監査証明業務を通して、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することであり、その使命の遂行に当っては上場企業等の財務情報の信頼性を確保するための高度な専門的能力（資質）が必要とされている。

これに対し税理士の使命は、独占業務である税理士業務を通して納税義務の適正な実現を図り、もって納税者の権利を擁護することであり、その使命の遂行に当っては納税者の権利を擁護するため税法及び実務（税務）の専門家としての高度な専門的能力（資質）が必要とされているのである。

つまり、両者は使命の内容も、保護（擁護）すべき対象も、求められる資質も明らかに異なっており、ここから、公認会計士試験では、監査及び会計の専門家としての資質の検証はされているが、求められている資質が異なるため、当然に税理士としての資質は検証されていないのである。

公認会計士試験において、租税法が導入されたことで税法の資質についても検証済みとの意見もあるが、これはあくまでも監査を行う上で必要な税務知識であり、過年度に

おける租税法の試験内容を検証しても、税理士試験における税法科目との難易度の差は歴然であり、税理士としての資質が充分検証されていない。

また、試験合格後における業務等で得られる経験についても、公認会計士は、その業務の大半を監査業務に費やしており、税務に関してはあくまでも監査を行う上で付随的に生じている程度である。

そして「中間報告書」に示された実務補習によって税実務を経験したとしても、それは税理士試験という資質の検証を受けているものではないので、税理士資格を付与するための要件としては当然に認められない。

2. 「財務会計士」なる資格の創設について反対する

「中間報告書」においては、対応策の一つとして会計のプロフェッショナルである「財務会計士（仮称）」なる国家資格を設けて「資格の名称を名乗った上で、非監査サービスや監査の補助業務、企業内実務等に従事するプロフェッショナルを目指すことが出来るようにする」旨を示している。しかし、この方策には次に掲げるような問題点が考えられることから「財務会計士」なる資格の創設には反対する。

(1) 「財務会計士」なる資格の創設は政府の失策の穴埋めに過ぎない

平成15年の公認会計士法改正は、監査法人における監査業務の質的・量的充実と公認会計士の監査業界以外の幅広い分野における活躍を目的とし、社会人を含めた多様な人材に公認会計士試験を目指しやすくすることとして、公認会計士を増員するため制度改革を実施したものであるが、実情はその目的が達せられていない。

その大きな理由は、監査法人の新規採用の見込み違い、企業における公認会計士および公認会計士試験合格者に対する需要の見込み違いである。

たしかに、監査法人が本来取り組むべき監査業務における質的および量的充実を怠り公認会計士試験合格者の採用を抑え、一般の監査スタッフを雇用すること等により自らの経営の充実に重点を置いたことにも、その原因がある。

しかし、これらのことは、当時の日本における監査業務の必要規模、企業の経営状況、公認会計士および公認会計士試験合格者の企業内実務における必要性等を考えれば、制度改革時にも予想されたことである。

つまり、平成15年の公認会計士法改正は、公認会計士資格という重要な国家資格の方向性位置づけを見誤った政府（金融庁）の明らかな失策であり、「財務会計士」なる資格を創設することは単にその政府の失策の穴埋めに過ぎないものである。

(2) 名称独占である「財務会計士」という資格者に企業の需要はない

待機合格者の増加を招いている根本的問題は、上記(1)でも示したように監査法人

および企業の需要に対して試験合格者が多すぎることである。

「中間報告書」に示されたような幅広い分野の知識や教養を求めるような試験制度改革をしても「試験合格者」が企業に就職し実務経験を積む機会や、「財務会計士」が公認会計士にステップアップするための実務補習を受ける機会が与えられるとは、現在の経済状況や企業における財務・会計等の人員状況等をみれば疑わしいといわざるを得ない。

なお、本来、国家試験の合格者であっても、就職をする上で問われる能力は個人の資質によるところが大きいはずであり、国家試験に合格した者に対して、その制度を根本的に変えてまで対策を講じる必要は無く、どうしても「待機合格者」を減らしたいのであれば、公認会計士試験合格者を平成15年の公認会計士法改正前の人数に戻すべきである。

(3) 国家資格制度に対する国民の信頼について混乱を招く恐れがある

現在「税理士」は、税務のみならず会計の専門家としても社会的認知を得ており、その試験制度においては簿記論と財務諸表論の合格を必要としているため、高度な会計学に関する知見を有した資格者と認められている。また会計の専門家としては、他にも「簿記1級」等、その合格が困難であり一定の社会的認知を受けた資格も多数存在している。

そこに、会計のプロフェッショナルとして「財務会計士」という国家資格制度を作ること、社会一般に対して会計に関する国家資格についての認識を混同させる恐れがあるものと考えられる。

なお、企業においては税務と会計は密接な関係にあり、税務知識のない会計専門家はその需要に耐えうることが出来ない。しかし、公認会計士には税理士登録が認められているため、一般に公認会計士を税務と会計に精通した専門家であるという誤った認識がされている部分がある。

また、今回の制度改革が想定どおりに機能しなかった場合に、どのように対応するのかが「中間報告書」からは見受けられない。平成15年の改正と同様に制度改革が失敗すれば、公認会計士資格および公認会計士試験ならびに国家資格制度に対する国民の信頼が揺らぐことが考えられる。

以上